

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について
藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように
改正する。

別表第1 藤沢駅北口自転車等駐車場の項及び六会日大前駅東口自転車駐車場の項
中「午前6時30分から午後8時まで」を「午前零時から午後12時まで」に改め
る。

別表第2 備考2を次のように改める。

2 一時利用に係る「1回」とは、次の各号に掲げる入出場時間の区分に応じ、
当該各号に定めるとおりとする。

(1) 午前零時から午後12時まで並びに午前零時から午前1時まで及び午前5時
から午後12時まで 有料自転車等駐車場への入場から出場まで。ただし、当
該入場から出場まで24時間以上経過した場合には、24時間を経過するごと
に1回とする。

(2) 前号に規定するもの以外のもの 有料自転車等駐車場への入場から出場まで。
ただし、当該出場が入場した日の翌日以降となる場合には、翌日以降の入出場
時間が開始するごとに1回とする。

附 則

この条例中別表第2の改正規定は公布の日から、別表第1 六会日大前駅東口自転
車駐車場の項の改正規定は令和5年12月1日から、同表藤沢駅北口自転車等駐車
場の項の改正規定は令和6年3月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢駅北口自転車等駐車場及び六会日大前駅東口自転車駐車場について、機械式管理を導入することに伴い、所要の改正をする必要による。